

受付番号： 2017-3-26

課題名：東日本大震災が障害者の定期的歯科受診に及ぼした影響に関する研究

1. 研究の対象

2010年3月～2011年3月に当院障害者歯科治療部に定期的に受診していた方

2. 研究期間

2018年1月（倫理委員会承認後）～2019年3月

3. 研究目的

東日本大震災前に定期的歯科受診を継続していた障害のある患者を対象として震災後の受診再開の状況と再開に関連した患者側の要因を解析し、震災が障害者の定期的歯科受診に及ぼした影響を検証する。

4. 研究方法

本院診療録より、震災前1年間に障害者歯科治療部に定期的に受診していた方を対象者として抽出し、対象者の震災時の年齢、主たる障害、居住地、医科受診の有無および震災後60カ月までの歯科受診および医科受診の有無に関する情報を収集する。震災後経過月数における歯科受診再開者群と非再開者群で調査項目の比率を比較し、歯科受診再開に関連した要因を統計学的に検索する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：震災当時の年齢、主たる障害の種類、居住地、震災前および震災後の当院歯科および医科受診歴 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

- ・猪狩 和子（東北大学病院障害者歯科治療部）
- ・佐々木啓一（東北大学大学院歯学研究科・口腔システム補綴学分野）

- ・高橋 温（東北大学病院障害者歯科治療部）
- ・長沼 由泰（東北大学病院障害者歯科治療部）
- ・松坂 久美（東北大学大学院歯学研究科・口腔システム補綴学分野）

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：猪狩和子

東北大学病院障害者歯科治療部

〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-8408 FAX 022-717-8407。

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合